

平成27年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 平成27年2月21日（土）
開会 午前10時00分 閉会 午後0時02分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
教 育 長 江 藤 巧
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教 育 部 特 命 担 当 部 長 坂 本 眞 実
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
学 校 運 営 課 長 宮 坂 哲 史
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 内 田 辰 彦
指 導 主 事 宮 本 尚 登
教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司
公 民 館 長 田 中 政 治
図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 課 長 補 佐 岡 本 範 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
- 7 傍 聴 人 2人

平成27年西東京市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 平成27年2月21日（土） 午前10時から
場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第12号 平成27年度西東京市教育委員会の主要施策
- 第 3 議案第13号 西東京市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第14号 西東京市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第15号 西東京市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- 第 6 議案第16号 西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則
を廃止する規則
- 第 7 議案第17号 西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則
- 第 8 議案第18号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第 9 議案第19号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第10 議案第20号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 第11 議案第21号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長
等に委任する規程の一部改正について
- 第12 議案第22号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分
について
- 第13 議案第23号 西東京市教育委員会表彰について
- 第14 議案第24号 西東京市公立学校職員の処分の内申について
- 第15 報 告 事 項 西東京市公立学校職員に関する処分について
- 第16 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成27年第2回定例会

(2月21日)

午 前 10 時 01 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成27年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○竹尾委員長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと思います。

日程第14 議案第24号 西東京市公立学校職員の処分の内申について及び日程第15 報告事項 西東京市公立学校職員に関する処分については、個人情報に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第16 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 御異議ないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○竹尾委員長 続きまして、日程第3 議案第13号 西東京市教育委員会会議規則の一部を改正する規則から日程第11 議案第21号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に関する案件ですので、一括して審議したいと思います。

日程第2 議案第12号 平成27年度西東京市教育委員会の主要施策、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第12号 平成27年度西東京市教育委員会の主要施策、の提案理由を説明申し上げます。

平成27年度の西東京市教育委員会主要施策につきまして御決定いただきたく、御審議をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○早川教育企画課長 それでは、議案第12号 平成27年度西東京市教育委員会の主要施策について、教育長に補足して説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市教育計画に掲げております46の施策のうち、平成27年度において教育委員会が取り組む主要な18の施策について掲げるものでございます。

恐れ入りますが、冊子の目次を御覧ください。平成27年度の主要施策の体系を示しており、次ページ以降では各施策・事業の説明をしております。

それでは、1ページから順に説明させていただきます。

1ページ、基本方針の1、「生きる力」の育成に向けて、方向の1、確かな学力の育成、施策の1、きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用では、外国人英語指導助手(ALT)による指導を充実させてまいります。特に、統合指定校である住吉小学校を英語

教育の研究指定校（モデル校）と位置づけ、5年・6年生のALTの指導時間数を現在の18時間から30時間に拡充します。

2ページをお願いいたします。施策の2、学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進では、学力向上対策事業を実施してまいります。学力向上委員会を設置し、本市の課題に基づく教材開発等を行います。平成27年度は、小学校において算数科の研究を行い、教材や授業モデル、望ましい家庭学習の在り方等の提案を行います。

3ページをお願いいたします。施策の3、教育の情報化による学習指導の質の向上、こちらでは、住吉小学校のICT環境整備を進めます。電子黒板機能付きのプロジェクター及びデジタル教科書等を導入し、これからの学校現場におけるICT整備計画の実現に向けた調査研究を行います。

続きまして、4ページをお願いします。方向の2、豊かな心の育成、施策の1、人権と生命尊重に関する教育の推進、こちらでは、人権教育推進事業を充実させます。特に児童虐待は重大な人権課題であるという認識のもと、全校に虐待に対応する校内組織を設け、児童虐待について組織的に対応していくとともに、児童虐待に関する教員の感受性を高めるための研修を実施いたします。

5ページをお願いします。施策の3、いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進、こちらでは、いじめ防止に関する総合対策事業を推進いたします。いじめ防止条例案、いじめ防止対策推進基本方針案を作成し、パブリックコメントを実施し、いじめ防止条例を市議会に上程いたします。

次に、6ページをお願いします。施策の4、読書活動の推進、こちらでは、昨年を引き続きまして、西東京市ブックフェスティバルを実施いたします。全市立中学校が参加して、課題図書に対する生徒の書評会や代表生徒による発表、作家による記念講演を行い、生徒の読書への興味・関心を高める取組を推進いたします。

7ページをお願いいたします。方向の3、健康と体力の育成、施策の1、たくましく生きるための健康と体力づくりの推進では、がん教育を推進いたします。小学校の体育や総合的な学習の時間等の中で、生活習慣病の一つであるがんに関する知識を深めるための授業を行ってまいります。

次に、8ページをお願いします。基本方針の2、「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて、方向の1、特色ある学校づくりの推進、施策の1、特色ある教育課程の編成と実施では、小・中連携教育を推進していきます。「西東京市小・中連携の日」など、連携を深める取組を進めます。また、保谷第二小学校、柳沢中学校を小・中連携教育における研究指定校として指定いたします。

9ページをお願いします。方向の2、学習環境等の整備、施策の2、学校給食環境の整備、こちらでは、学校給食衛生管理基準に基づき、保谷小学校の給食室ドライ運用化の整備を行うとともに、食物アレルギーに対する知識及び技術の向上に向け、継続的かつ反復的に校内研修などを実施することにより、学校としての対応力を強化してまいります。

10ページをお願いいたします。施策の5、学校施設の適正規模・適正配置と維持管理、こちらでは、住吉小学校と泉小学校の統合に伴い、統合協議会から挙げられたメモリアルホー

ル等の整備を行います。また、（仮称）第十中学校建設に向けて、基本プランの策定、基本設計、実施設計などを進めてまいります。また、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画に基づき、柳沢小学校及び住吉小学校の校舎や体育館について大規模改造事業を実施いたします。

11ページをお願いします。基本方針の3、一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて、方向の3、教育相談の発展的展開、施策の1、相談機能の充実では、学校内での気づきを支援につなげるために、相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの体制を強化するとともに、学校と教育委員会との連携を強化し、教育委員会における相談体制も充実させます。

次に、12ページをお願いいたします。方向の4、教育実践を支える情報活用と研修等の充実、施策の1、個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の発展では、全ての子どもに対して、丁寧なアセスメントに基づき、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行います。また、教育支援システムの校内での活用を進めることにより、就学支援シートや関係機関との連携状況に関する情報なども一体化させて、問題の背景等についての理解を深め、切れ目のない支援を進めていきます。

13ページをお願いします。基本方針の4、社会全体での教育力の向上に向けて、方向の2、社会教育の特色を活かした青少年教育の支援、施策の1、放課後支援や週末の体験・交流活動等の場づくり、こちらでは、現在、放課後や週末などに学校施設開放運営協議会に委託をして学校施設の開放をしているところですが、今後は学童クラブとの連携を図りながら事業の充実を図ってまいります。

続きまして、14ページをお願いします。方向の3、活力あるコミュニティづくり、施策の2、地域の教育資源を活用した人づくり・まちづくりの推進、こちらでは、社会教育課と公民館の専門性を有する職員を核に連携を進めてまいります。社会教育関係機関と連携・協力を行い、公民館専門員が持つノウハウを地域に還元し、地域活動の活性化を図ります。

15ページをお願いします。施策の3、地域との連携による安心・安全の確保、こちらでは、本年度の3校に加えて、新たな3校を地域ぐるみの安全体制づくり推進校として指定し、学校・保護者・地域の3者で行う児童の見守り体制を強化していきます。また、学校ごとの避難所運営協議会が、緊急時に避難所として円滑に開設・運営ができるように、会議の運営を支援してまいります。

16ページをお願いします。基本方針の5、いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて、方向の1、多様な学びを支える生涯学習の振興、施策の3、図書館事業の充実、こちらでは、西東京市にゆかりのある文化人についてまとめた冊子を作成するとともに、著作の展示を行い、西東京市の魅力を内外に広く周知してまいります。

17ページをお願いします。施策の4、文化財の保存と活用の充実、こちらでは、文化財を生かしたまちづくりに向け、文化財保存・活用計画を策定するとともに、本市に適した登録文化財制度を構築して、より一層の文化財の保存・活用に努めます。また、国史跡の指定を受けた下野谷遺跡については、追加指定に努めるとともに積極的な活用を図ってまいります。

18ページをお願いします。方向の2、いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備、

施策の2、施設整備・利便性向上による学習支援体制の整備、こちらでは、安全性の向上のため、谷戸公民館エレベーターの改修工事を行うほか、中央図書館新町分室について、図書館のIT化に伴い、予約資料の受け取り利用が増加していることから、東伏見ふれあいプラザで実施している図書サービスと同様の内容に変更し、あわせて開館日時を拡大してまいります。

私からの補足説明は以上でございます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本委員 まず最初に1ページで、ALTの充実ということがうたわれていますけれども、ALTが入らない時間は学校の先生方がやられることになると思いますけれども、そこに対する研修とかというのは今までもやってこられて、今後もちろんとやっていくということにはなっているのでしょうか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 住吉小学校の中では、英語教育のモデル校として校内研究の中で、こういった英語に関する指導の充実について校内研修の充実を図っていくところでございます。また、東京都教職員研修センター等の研修等もありますので、そういったところで、そのほかの学校の教員については研修を深める形で進めております。
- 森本委員 あと、地域の人材を活用するということもあると思うんですけども、そういったことというのは各学校に任されているとか、各学校で地域の方に依頼をするような方向で行われているのでしょうか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 地域教育協力者活用事業等を使いまして、それぞれの学校で地域の方をお願いして、ALT以外の時間にも入っていただくようなことが行われております。
- 森本委員 その辺は学校任せというか、学校の力でやるしかないという感じなんですかね。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 現在のところ、そうした情報は各学校が持っているというのが実情でございますので、現状では学校ごとにやっているというところがございます。
- 竹尾委員長 ほかにございますか。
- 高橋委員 昨年度から長期休業中の補習教室というのを始められたと思うんですが、それは大変評価されるべき取組だと思うんですが、今年も継続実施されるということで、これはやはり1年のうちに多少の成果が見られたというような検証はされていらっしゃるのでしょうか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 今お話がありましたように、27年度も長期休業中の補習授業、全学年、全小・中学校で継続してまいります。実施をしている中で、各学校からは、それぞれの個に応じた学習を進めることができましたという話はいただいております。
- 高橋委員 わかりました。あと、住吉小学校のICT環境整備についてなんですが、デジタル教科書というのがありまして、国語、算数、書写、英語の科目でデジタル教科書を導入されるということなんですが、具体的にはどういったような教材なんですか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 国語と算数につきましては、それぞれ現在

使っている教科書の会社が作成をしておりますソフトを使いまして、例えば国語でしたら、朗読の専門家が読んだ音声が出たり、あるいは一部のものについては動画が出たり、あるいは写真なども大きく映したりすることができるものでございます。あるいは算数ですと、教科書にある問題以外に類題として幾つかの問題ができるようになったり、あるいは図形などについては、少し形を動かしたりとか、あるいはグラフがどんどん延びていったりとか、そうしたところがデジタル教科書の機能としてはあります。そうしたところをデジタル教科書とともに、電子黒板機能つきのプロジェクターで投影する計画でおりますので、例えば教科書の文章などをプロジェクターで映したところに、教員が電子ペンで赤線などを引いたり、書き込みをしたものを保存したりして、前時の活動を振り返らせたりと、そういったこともできるようにしていくことを考えております。

書写と英語については、ひとまずそのように使ったらどうかというこちらの提案ではございますけれども、それぞれ住吉小学校に今、どんなものを使ったらよりよいソフトの活用になるのかということを考えてもらっておりますので、恐らく書写あるいは英語で使われると思うんですけれども、具体的なところは住吉小学校のほうで検討を進めているといった状況でございます。

- 高橋委員 ありがとうございます。じゃあ、書写と英語に関しては、小学校の希望に沿ったものを考えていくという形ですね。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 すみません。書写がそれで、恐らく英語についても、1年生から4年生までの部分について、英語の教材のソフトがございまして、それを入れる予定ではございますが、それに加えてまた住吉小学校で何か使いたいものがあれば、予算の範囲の中で考えていくということで進めております。
- 高橋委員 じゃあ、イメージとしては教室で電子黒板に映して、それを授業の補助教材として使っていくような感じなんだと思うんですけれども、それが使いやすかったりとか、使いづらかったりということもあると思うんですが、それはやはり住吉小学校で使ってみて、もしよかったら導入していくというような形になるかもしれないのでしょうか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 まずは住吉小学校で配置をして、実際に使ってみてどうかというのを考えてもらいます。また、それに基づいて配置計画をつくってまいりますけれども、全校展開するかはその後の話になるかと思っております。
- 高橋委員 わかりました。ありがとうございます。
- 米森委員 今回の関連で、住吉小学校の先生は、皆さんICTを使いなさいということになるんですか、書写と英語で。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 全普通教室、それから英語教室、それから算数教室にそういった装置をつける予定でございます。このことについては、住吉小学校の校長が次年度の教育の方向性ということで、校内の教員に話をしていると聞いております。
- 米森委員 まだ義務づけまではなかなか難しいということでしょうかね。使う先生、使わない先生とばらつきがあってもいいのでしょうか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 先ほどの英語教育と同じように、ICTを使った研究も同時に校内研究として取り組むことになっておりますので、基本的には全教員

がこの装置を使ってやるという方向で今、住吉小学校では計画をしております。

- 米森委員 わかりました。それから、2ページの学力向上委員会では、いろいろ分析されて取り組まれるのはよろしいと思うんですけども、例えば目標ですか、数値とか、こういうふうにしたいというのは、そういう数値的な目標というものはあるのでしょうか。
- 田中教育指導課長 一応、全国学力調査と、それから、東京都の学力向上を図るための調査を指標としては使っていきます。中心になる教員は、何とか今のところから上げていくことを目標に強い意思を持ってやっていますので、こちらのほうから何々を上げてもらわなくては困るという言い方ではなく、現場のやる気度としては、それをもとにやっていきたいというような、非常に前向きな話を聞いております。
- 米森委員 わかりました。もう一つだけ、がん教育ということで、生活習慣病で、食が大事とか、我々、生活習慣病になじんでいるわけですけども、そういった教育のときに、ここでがんというのが出ていますけれども、生活習慣病の中で、体育のこととか、食べることとかでなくて、例えばいきなりこういうがんについて知識を付与するという方向を打ち出されたのは、何か特に理由があるのでしょうか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 このがん教育の推進につきましては、市長部局の健康課と連携をして進めているところでございます。本市が健康都市宣言を平成26年度から実施しております、その中で、がん検診の検診率の向上というのが市長部局ではあるんですけども、そういった関連の中で、健康課としては教育委員会と連携をして、がんに対する知識の普及啓発を図っていきたいという考えがございまして、従来、小学校の体育の保健領域ですとか、あるいは中学校の保健体育の中では、生活習慣病の一つとしてがんも取り入れていましたけれども、そういったことをさらに進めてということ、健康課との連携の中で今考えているところでございます。
- 米森委員 わかりました。
- 竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。
- 森本委員 9ページで出ています学校給食関係の整備ですけども、こちらのほうで、保谷小学校のドライ運用化の実施というのがありますけれども、今現在、ほかの学校とかはそのドライ化というのは済んでいるのでしょうか。
- 宮坂学校運営課長 今、年次的に計画を進めておりまして、平成27年度は保谷小1校だけを対象としております。
- 森本委員 あと何校ぐらい残っているんでしょう、実際には。
- 宮坂学校運営課長 少々お待ちください。
現在、向台小学校、芝久保小学校、東小学校、東伏見小学校、栄小学校、谷戸第二小学校の6校の整備を行っております。来年度につきましては、保谷小学校を対象として実施する予定でございます。
- 森本委員 学校給食法及び学校給食衛生管理基準に基づきということは、それができていないということは、その基準に反しているということにはならないんですか。
- 宮坂学校運営課長 こちらにつきましては、平成21年の4月に、それまでの学校給食衛生管理の基準といったものが学校給食衛生管理基準といったものに変更されました。この中で、

ドライシステムを導入するよう努めることと。また、難しい場合には、ドライ運用化を図ることといったことで、それぞれの自治体の財政規模等も考慮した、努力目標的な対応方法を求めています。したがって、西東京市の場合は、けやき小学校につきましては、建設当時から、ドライ運用でなくて、ドライ化が行われているところがございますけれども、他校につきましては、なかなか、建替え等であればドライ化が実施できますけれども、そのほかの場合はドライ運用といったことで、順次、財源等も検討しながら、年次的に実施をしているものでございます。

- 宮田委員 これから考えますと、いわゆるデジタル教育というのは極めて大事になってくると思うんですが、住吉小学校をイグザンプルとしてやるのは大変結構なんですけれども、私は、中学はほとんど電子黒板もないし、非常に小学校と比べて遅れていると思うんですね。中学生のほうにもっともっといわゆる教育の情報化、この前もA訪問に行ったら、三次元のディスプレイ、数学なんかでやっているんですが、ああいうのも立体模型なんか、デジタルのほうがすごくわかりやすいですよ。展開図を描くだとか、そういうことも含めてですけども。もうちょっと私は是非、ここに書いてあるように、中学校に、一般的にですよ、どこというんじゃなくて、もっともっとデジタル教育を入れて、わかりやすくやっていただきたいと思うんですが。ここに書いてあるからそう申し上げているんですが、いかがでしょうか。
- 田中教育指導課長 今お話をいただいたとおり、中学校のICT環境は小学校に比べて劣っている今の状況があります。当然ハードが劣っているわけですから、そのところ、ソフトの部分もやはり小学校に比してまだまだ整備していかなくてはならないものがあると思います。これから少しずつパソコン教室の改修の時期を迎えていますので、その時期の前に、ある一定の、小学校、中学校を含めた今後のICT教育のあり方については、計画を定めていかねばならないと思っています。計画化をすることで、予算部局との調整もしやすくなりますし、そういうところを打ち出していきたくと思っています。まず、今、東京都のほうで、新たなICT関係の推進事業が出ていますので、私どもとしましては、そちらのほうに積極的に手を挙げて、まず、やれるところからやっていきたい。その中には当然中学校も入れていくというふうに考えております。
- 宮田委員 それで、それをやるには、先生方が十分熟知していないとできないですよ。それを現場にいろんなことを任せるというやり方だと、あまり進まないんじゃないかと思うんですね。特に年をとった先生が多い学校ですと、なかなかコンピュータをうまく使って教育するというところに非常に大きなバリアがあって、やろうと思ってもできない。具体的に言えばできないとか、それで、ましてや、いいソフトを勝手に選びなさいと、あなたの自主性に任せますなんて言われたって、全くわからないという状況が起こるので。本当にやる気だったら、私は、やっぱりこちらである程度ガイディング・プリンシプルをして、その中で選ぶとかですね。だんだん技術が向上してくれば自主的でもいいんですけども、ほとんどやっていないところにいきなり選べと言ったって私は無理だと思うので、そういうところも含めた先生の教育というのを充実していただきたいと思います。
- 田中教育指導課長 今、西東京のほうでは人材派遣制度を持っています。苦手な方に授業の

あり方であるとか仕方を教えるような、これはあまり他の自治体がない、そういう事業を持って回らせていますけれども、実際の活用度合いというのは、ホームページのリニューアルであるとか、そういうものに使われてしまうケースが非常に多い状況にあります。そのあたり、本来の授業に生かすというような観点の中で活用を図るように、学校に呼びかけていかなければならないと、今、お話を聞きながら思ったところです。

また、東京都に手を挙げている事業も、あわせて使い方であったりとか、あるいはいろいろなソフトの紹介も含めてしていただけるような、そういう制度と聞いておりますので、希望自治体が多いということで、この何年かのうちに回ってくるとは思いますけれども、是非、早目に獲得できるように働きかけていきたいと思っています。

- 宮田委員 先ほども出たがん教育なんですけど、これは私は、子どもは基本的にがんにならないんですよ。もちろん小児がんというのはありますけれども、極めてまれでして。よくがん年齢と言われて、40歳以上ぐらいからと言われているんですね。だから、私は、ただ、やるなど言っているんじゃないで、子ども自身、生徒自身が理解するんだけど、そのことを親に伝えるような教育をしてもらおうと、悲劇が起こらないのではないかと。子どもの言うことならよく親は聞きますのでね、逆説的に言いますと、生活習慣まで含めてですが。視点を子どものがんみたいなことだけで、メカニズムなんかよりも、お父さん、お母さんを主体と言うとちょっとおかしいかもしれないけれども、そういうところに伝わるようなある種の工夫がないと、一般的ながん教育を、大人にするようなことを易しくお話しただけでは、自分は理解してもあまり進まないの。本当に、先ほど言ったことは、西東京市全体のがんを少なくしようという中の一環としてやるとおっしゃったわけですから、背後にいる保護者ということもバックに入れて教育をしていただきたいと思います。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 今、委員のお話にあったように、保護者の方には是非聞いていただきたいということで進める予定でございます。具体的には、授業参観や学校公開の際に、医師や看護師などの専門家を学校に派遣して、そういった医師や看護師から具体的に専門的なお話を子どもが受けますけれども、学校公開、授業参観でございますので、保護者の方がそのお話も直接聞く機会にするように、今、計画をしております。
- 宮田委員 もちろんそれは大変いいんですけど、ここにこう書いてあるから、日常的にやるという話とはまた違うんですか。それだけのためにここに大きく取り上げてやるということですか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 その授業自体は学習指導要領の範囲の中で取り扱いますので、生活習慣病に関わる時間というのは、それぞれ年間で1時間とか2時間とかと決まっておりますので、その中で取り扱ってやるというところでございます。ただ、それぞれ実施する学校を、来年は小学校で10校程度、今、希望調査をしておりますので、そういった取組を広げていきたいということでここに載せさせていただきました。
- 竹尾委員長 ほかにございますか。
- 森本委員 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの体制の強化ということがありますけれども、具体的に、今までソーシャルワーカーは1人しかいなかったようなんですけれども、この数を増やしていくというようなことはあるんでしょうか。

○渡部教育支援課長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在は1名で、週に半日という勤務になっております。これを週に3日の勤務ができるような体制にしていきたいと予算要望しているところです。週に3日の分を3人にするのか1人にするのか、人材の問題もありますので、そういうところで検討しております。

以上です。

○森本委員 虐待なんかも含めて、やっぱりスクールソーシャルワーカーのような方がいるということは、すごく学校にとっては大切なことだと思いますので、是非有効な人材活用をしていただきたいと思います。

あと、スクールカウンセラーですけれども、こちらのほうも強化ということになっていますけれども、今まで都から週1日派遣のみでしたけれども、ここにプラスアルファ、市のスクールカウンセラーが入るような状況になるのでしょうか。

○渡部教育支援課長 スクールカウンセラーは月40時間ということになります。この中で、月に8日程度、1週間でいいますと半日を3日程度というふうなことで考えております。これを巡回ということを考えています。いわゆる東京都のカウンセラーを補完する形というふうに思っておりますので、これもどのような形が一番いいのか、どこを中心にしていくのがいいのか、こういうことも含めて検討しているところでございます。一番いい方法を選択していきたいというふうに考えています。

○森本委員 先日も、規模の大きい学校ですと、都のスクールカウンセラーの日は1日もう予約で埋まってしまっているというようなお話も伺いました。やっぱり相談室というのはあいていてこそ意味があって、子どもが自由に入れてこそ意味があるというところもあると思うんですね。変な言い方ですけれども、予約したので埋まっているのだったら、それは市のほうの、学校の中である必要はないと思うんですね。学校の中にある意味というのは、子どもたちがその場に自由に入りができて、何かあったときにちょっと気軽に相談に行けるというような場所であるというところもすごく大切だと思うので、そういう時間が確保できるような方向で、市のスクールカウンセラーが派遣されるといいなと思いますので、よろしくお願いします。

○渡部教育支援課長 今の御意見のとおり、いい配置について考えていきたいと思えます。

○森本委員 あと、もう1点、独自支援のほうで、再来年度の平成28年度から特別支援教室に向かっていくというお話を聞いていますけれども、それに向けて来年度、西東京市としては何か考えていくというようなことはあるのでしょうか。

○渡部教育支援課長 特別支援教室につきましては、現在、庁内にPTを立ち上げまして検討を進めているところです。まだ情報が若干不足している部分がございます、ガイドラインが出るということになっております。そのガイドラインに沿って、西東京市においてどういうものがあるのか、このことについて、今後は推進委員会等を使って検討を進めるとともに、先ほど申しましたPTで、具体的な対応について来年度については検討していくということにしております。

○竹尾委員長 ほかにございますか。

○高橋委員 4ページなんですけど、「児童虐待については」という文面が加えられていて、大

変よかったなど。西東京市としてはここをやはり重く考えて、忘れることは絶対にはいけないことですので、対応していかなければいけないと思うので、この一文について本当に入れていただいてよかったなど思っているんですが。児童虐待に関する教員の感度を高めるための研修を実施していただく、それとともに、あと、忘れていただきたくないのが、やはり子どもたちに虐待とはどういうものなのかという教育ですね。細かいことになりますけれども、自分たちが受けている、これが虐待だという教育というのがもう少しされるといいかと思しますので、その意識を、この一文に加えなくてもいいんですけども、忘れないように加えておいていただけたらと思いますが、もちろんその意識は持っていてくださると思うんですが、よろしく願いいたします。

- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 今御指摘いただいた点については十分認識しておりまして、今、そのことも含めて、児童虐待に関する検証委員会の中で具体的な策を考えているところです。子ども家庭支援センターが児童・生徒向けにそういったパンフレットを今作成するというので考えておりますので、そういった内容についても連携をして、子どもに伝わりやすい形を一緒に考え、そういったものを活用して、虐待のこと、あるいはそういったことがあったときにどこに相談したらいいのか、どういう逃げ方をしたらいいのかということがわかるような内容で今考えておりますので、その実現に向けて進めていきたいと思っております。
- 田中教育指導課長 今回、この人権と生命尊重に関する教育の推進という中に入れさせていただいたのは、虐待というのは子どもにかかわる人権課題なんですね。ですから、人権課題をどういうふうにしつかりと学校で教えていくのかということがとても大切だなというふうに思っています。東京都と調整をしまして、緊急で平成27年、平成28年の2カ年にわたって、明保中学校を新たな人権教育の推進校に指定していただきました。ということで、明保中学校では、虐待のことも含めた人権教育のあり方を少し重点的に研究してもらおうような、そうした働きかけをしておりますので、また、その過程において、その成果を各学校に普及するような、そういう方向を考えていきたいなと思っております。
- 高橋委員 取組が大変具体的になっていることをお聞きして、安心いたしました。よろしく願いいたします。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第12号 平成27年度西東京市教育委員会の主要施策を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 竹尾委員長 日程第3 議案第13号 西東京市教育委員会会議規則の一部を改正する規則、
 - 日程第4 議案第14号 西東京市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則、日程第5 議案第15号 西東京市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、日程第6 議案第16号 西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則、日程第7 議

案第17号 西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則、日程第8 議案第18号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、日程第9 議案第19号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、日程第10 議案第20号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、日程第11 議案第21号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 江藤教育長 議案第13号 西東京市教育委員会会議規則の一部を改正する規則、議案第14号 西東京市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則、議案第15号 西東京市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、議案第16号 西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則、議案第17号 西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則、議案第18号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、議案第19号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、議案第20号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、議案第21号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、の提案理由を説明申し上げます。

以上の議案につきましては、本年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正を行う必要が生じたことにより、本定例会に提案するものでございます。

なお、詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 早川教育企画課長 それでは、議案第13号 西東京市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、教育長に補足して説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を2枚おめくりいただき、A4横長の新旧対照表を御覧ください。表の右側が現行、左側が改正案となっております。

まず、このページの第2条から最終ページの第32条までの条文中、「委員長」とあるものは一括して「教育長」に改めます。

次に、第3条第3項中、「又は委員2人以上から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があったとき」を削り、この項を教育長が臨時会を招集する場合の規定に改めます。

次に、この第3条に第4項として、「法第14条第2項の規定に基づいて会議の招集の請求があったときは、臨時会を招集するものとする」を加えます。この法第14条第2項は、委員定数3分の1以上の委員からの会議招集請求に関する条文でございます。

次に、表の下段から次ページを御覧ください。新教育長制度の発足に伴い、第2章の第6条及び第7条は削除いたします。

次に、ページの下の方、第13条を御覧ください。改正法第14条第7項で、会議の公開について、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると定められていることから、本規則においても、単に「委員の発議により」とあるのを「出席者の3分の2以上の多数で」と改めます。

次ページを御覧ください。第23条でございます。「会議場にいる委員」とあるのを、教育長が委員でなくなることから、教育長と出席委員をあわせた法律の表現による「出席者」に

改めます。

1枚おめくりください。右側、第26条第2項の「委員」とあるのも、同様に「出席者」に改めます。

次に、第28条、会議録についてでございます。括弧書きの見出し中、「記載事項」とあるのを「作成等」に改めます。また、西東京市の場合、既に会議録は必ず作成、公表しておりますが、文部科学省からの施行通知を踏まえ、新たに第1項として会議録の作成の義務規定を加えます。

次に、表の左側、第29条の2を御覧ください。会議録の公表でございます。現在、西東京市教育委員会の会議録は、広く市民の閲覧に供するため、市の情報公開コーナーに据え置き、また、市のホームページで公開しております。改正法においては、議事録の作成及び公表が努力義務とされておりますが、文部科学省の施行通知で、原則として会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められることとされていることから、この条において会議録の公表に関する規定を加えるものでございます。

続きまして、ページの下、附則の部分を御覧ください。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

また、経過措置として、この規則の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則に規定する旧教育長が在職する場合には、改正後の規定は適用せず、改正前の規定はなおその効力を有するとしております。

次に、議案第14号 西東京市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

議案書を1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

表の右側を御覧ください。第2条中の「西東京市教育委員会委員長」とあるのを、左側、「西東京市教育委員会教育長」に改めます。

次に、第5条第4号、第6条、第8条及び第9条中、「委員長」とあるのを「教育長」に改めるものでございます。

次に、附則を御覧ください。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

また、経過措置として、この規則の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則に規定する旧教育長が在職する場合には、改正後の規定は適用せず、改正前の規定はなおその効力を有するとしております。

次に、議案第15号 西東京市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

表の右側を御覧ください。第1条中の「第14条第2項」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により条文が条ずれしたことに伴い、「第15条第2項」に改めます。

次に、第2条第1項中、「委員長」とあるのを「教育長」に改めます。

次に、第3条中、「委員長名」とあるのを「教育長名」に、「委員長印」とあるのを「教育長印」に改めるものでございます。

続いて、附則でございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

また、経過措置として、この規則の施行の日以後に改正法の附則に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の規定は適用せず、改正前の規定はなおその効力を有するとしております。

次に、議案第16号 西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則について説明申し上げます。

改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行うこととなっております。よって、現在の規則では、第1順位で教育部長の職にある職員、第2順位で特命担当部長の職にある職員が指定されております。これが改正後の法律では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとなっております。この法律の施行後に任命される新教育長の代理は、教育委員会事務局職員の中からではなく、教育委員の中から新教育長があらかじめ指名することになるため、現在の規則を廃止するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日からとし、また、経過措置として、この規則の施行の日以後に改正法の附則に規定する旧教育長が在職する場合においては、廃止前の規定はなおその効力を有するとしております。

次に、議案第17号 西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

議案書をおめくりいただいて、新旧対照表を御覧ください。

表の右側を御覧ください。第1条中の「第26条第1項」とあるのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により条文が条ずれしたことに伴い、「第25条第1項」に改めます。

次に、第2条第6号中の「教育委員会」とあるのを「委員会」に改め、「学校」とあるのを「委員会の所管に属する学校」に改めます。これは、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律という法律によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市長の所掌する権限の中に幼保連携型認定こども園が加えられました。このこども園は、新しい子ども・子育て支援制度において学校と位置づけられたため、この事務委任規則において現在記載されている学校がこの認定こども園を含めよう区別するために、単に「学校」とあるのを「委員会の所管に属する学校」と改正いたします。

次に、第6条、委員会への報告でございます。改正法により、新教育長の権限が強くなることから、委員会のチェック機能の充実が法で規定されたため、新たに第2項として、教育長に委任された事務について、求めに応じて委員会に報告することを義務づける条文を加えます。

次に、附則でございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からとするものでございます。

経過措置として、この規則の施行の日以後、改正法附則に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の規定は適用せず、改正前の規定がなおその効力を有するとしております。

次に、議案第18号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧ください。

表の右側、第1条中「第18条第2項」とあるのを、法律の改正により条文が条ずれしたことに伴い、「第17条第2項」に改めるものでございます。

附則でございます。この規則の施行期日につきましては、平成27年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第19号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

2枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

表の右側を御覧ください。第4条第2項ただし書き中の「西東京市教育委員会委員長印」とあるのを削ります。

次に、別表第1、3の部、印の名称「西東京市教育委員会委員長」及び4の部、印の名称「西東京市教育委員会委員長職務代理者」を表から削除するものでございます。

次に、別表第2、3の部、印の名称「西東京市教育委員会委員長」及び、めくっていただき、4の部、印の名称「西東京市教育委員会委員長職務代理者」を表から削除するものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

また、経過措置といたしまして、改正法の附則に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の規定は適用せず、この規則による改正前の公印規則の規定がなおその効力を有するとするものでございます。

- 宮坂学校運営課長 議案第20号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則について、教育長に補足して説明申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、必要となる規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文の条ずれに伴いまして、第1条中にある「第23条第2号」を「第21条第2号」と改め、附則におきまして、平成27年4月1日から施行とするものでございます。

私からの補足説明は以上でございます。

- 早川教育企画課長 それでは、続きまして、私から、議案第21号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、教育長に補足して説明申し上げます。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

表の右側、第1条中「第26条第3項」とあるのを、法律の改正により条文が条ずれしたことに伴い、「第25条第4項」に改めるものでございます。

附則の部分、施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第13号 西東京市教育委員会会議規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号 西東京市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 西東京市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○竹尾委員長 日程第12 議案第22号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第22号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

平成26年度の西東京市一般会計補正予算のうち、教育関係予算に関しまして、平成27年3月定例市議会に提案を行う日程上から、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により、平成27年2月16日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○櫻井教育部長 議案第22号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、教育長に補足して説明申し上げます。

恐れ入りますが、2枚目の専決処分書を御覧ください。

まず、歳入でございますが、11款分担金及び負担金につきましては318万7,000円の減額、13款国庫支出金につきましては84万円の増額、14款都支出金につきましては557万6,000円の増額、20款市債につきましては2,040万円の減額を計上しております。

主な内容は、地域創生先行型交付金及び新しい学校づくり重点支援事業費が新たに交付されることにより増のほか、契約実績による減でございます。

続きまして、歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費において、地方創生先行事業として、西東京市にゆかりのある文化人に関連する事業の実施に467万3,000円の増額、10款教育費、1項教育総務費において879万7,000円の減額、2項小学校費において5,850万1,000円の減額、3項中学校費において252万6,000円の減額、5項社会教育費において3,708万2,000円の減額をするものでございます。

主な内容でございますが、1項教育総務費、2項小学校費及び3項の中学校費は、契約実績等による減でございます。

5項社会教育費は、中央図書館、田無公民館の施設の耐震補強工事実施設計委託を中止したこと等による減でございます。

説明は以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 小学校費で、学校校舎大規模改造事業費とか、そういうところがかなり減額されていますよね。それは、しなかったということなんですか。それとも、したけれども、お金が余ったということなのか。どちらなんですか。

○宮坂学校運営課長 これらの大規模改造事業につきましては、今年度は基本設計、実施設計

等の設計業務を行っております。この設計業務の委託の中で、契約実績によって減額されたものでございます。

以上でございます。

○宮田委員 具体的に言うと、ちゃんと仕事はしたけれども、合理化したので、これだけお金が余ったというか、その分は別のところに使いますよと、そういうような理解でよろしいんでしょうか。

○宮坂学校運営課長 この件は、入札を行いまして、その結果として減額となったものです。

○宮田委員 はい、わかりました。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第22号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○竹尾委員長 日程第13 議案第23号 西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第23号 西東京市教育委員会表彰について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市教育委員会表彰規則第5条第2項の規定により、西東京市教育委員会表彰審査会を開催し、同規則及び西東京市教育委員会表彰審査基準に基づき審査をした結果、西東京市の教育、学術、技術、芸術、体育等の振興に寄与し、その功績が顕著な個人及び団体について表彰すべきと決定したため、提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○早川教育企画課長 議案第23号 西東京市教育委員会表彰について、教育長に補足して説明申し上げます。

公の競技会、コンクール等で優秀な成績をおさめ、他の模範となる行為のあった児童・生徒の皆さん及び学校教育に貢献された方、計25人と2団体に対する表彰についてでございます。

恐れ入りますが、候補者一覧とA3横長の資料を御覧ください。

まず、表彰規則第2条に該当する、市立学校に在学する児童及び生徒の表彰についてでございます。

1番、波多野 晶さん、田無小学校6年生は、第2回全日本小中学生ダンスコンクールにおいて、小学生・オープン参加の部で金賞を受賞した児童でございます。

2番、高萩紗らさん、保谷小学校6年生は、Incheon World Inline Cup 2014において、女子ジュニア部門（小学生10キロ）で優勝、また、全国小学生ローラースケートスピード大会2014において、小学生高学年総合で第3位、全国小学生ローラースケートスピード大会20

13において、小学生高学年総合で第1位の成績をおさめた児童でございます。

3番、山田麻里菜さん、保谷小学校6年生は、第2回全日本小中学生ダンスコンクールにおいて、小学生・オープン参加の部で金賞を受賞した児童でございます。

4番、寺本 隼さん、中原小学校6年生は、平成26年度第31回全日本小学生ソフトテニス選手権大会において、男子団体戦の部で準優勝した児童でございます。

5番、松本太一さん、中原小学校6年生は、サッカーU-12ダノンネーションズカップ2014ブラジル大会において優勝した児童でございます。

6番、野口翔平さん、向台小学校5年生は、第23回全国小学生バドミントン選手権大会において、男子ダブルス5年生以下の部で第1位、また、第1回近畿オープンバドミントン大会において、団体戦に東京都男子として出場し第1位、男子ダブルス5年生以下で第1位の成績をおさめた児童でございます。

7番、西東京市立碧山小学校吹奏楽部の皆さんは、2014全日本吹奏楽コンクール予選、第54回東京都吹奏楽コンクール大会において、小学校の部で銀賞を受賞、また、平成26年度TBSこども音楽コンクール多摩地区大会において、管楽合奏部門で優秀賞を受賞した団体でございます。

8番、小原 輝さん、柳沢小学校5年生は、第23回全国小学生バドミントン選手権大会において、男子ダブルス5年生以下の部で第1位、また、第1回近畿オープンバドミントン大会において、団体戦に東京都男子として出場し第1位、男子ダブルス5年生以下で第1位の成績をおさめた児童でございます。

9番、西山響貴さん、上向台小学校6年生は、第68回全日本学生音楽コンクール東京大会において、ピアノ部門小学校の部で第1位の成績をおさめた児童でございます。

資料を1枚おめくりください。

10番、小林千馬さん、本町小学校6年生は、サッカーU-12ダノンネーションズカップ2014ブラジル大会において優勝した児童でございます。

11番、浅見咲絵さん、12番、岩佐彩夏さん、13番、鈴木舞桜さん、14番、永井真央さん、15番、安田実華さん、いずれもけやき小学校6年生につきましては、第2回全日本小中学生ダンスコンクールにおいて、小学生・オープン参加の部で金賞を受賞した児童でございます。

16番、橋村優翔さん、けやき小学校4年生は、第15回全国小学生ABCバドミントン大会・東京都選考会において、男子シングルスBクラスで優勝、また、第23回全国小学生バドミントン選手権大会・東京都予選会において、4年男子シングルスに出場し優勝した児童でございます。

17番、浅野 丈さん、保谷中学校3年生は、第20回リトルシニア全国選抜野球大会において優勝した生徒でございます。

18番、加藤 遼さん、保谷中学校3年生は、2014年東北モトクロス選手権第2戦岩手大会においてジュニア85クラス第1位、第3戦宮城大会においてジュニア85クラス第2位、第5戦青森大会においてオープン85クラス第2位、第6戦秋田大会においてジュニア85クラス第2位の成績をおさめた生徒でございます。

19番、肥沼鈴華さん、田無第三中学校1年生は、第60回全日本中学校通信陸上競技東京都

大会において、1年生女子100メートルの部で優勝、また、第42回関東中学校陸上競技大会において、1年生女子100メートルの部で優勝した生徒でございます。

20番、宮川紗江さん、青嵐中学校3年生は、南京で行われました第2回ユースオリンピック競技大会において、跳馬で第3位、また、第13回アジアジュニア体操競技選手権大会において、跳馬・床で優勝、そして、第68回全日本体操種目別選手権大会において、跳馬で優勝、床で第2位の成績をおさめた生徒でございます。

21番、工藤南海さん、青嵐中学校1年生は、第61回東京都中学校学年別水泳競技大会において、1年女子100メートルバタフライで第1位の成績をおさめた生徒でございます。

いずれの皆さんも、学校生活においても他の模範となるすばらしい児童・生徒であるものとして、それぞれ各学校長から推薦のあったものでございます。

次に、規則第3条に該当する、市内に居住または勤務する方でございます。

22番、本町小学校区青少年育成会の皆さんは、地域の核となって防犯活動を実施しております。防犯協会、交通安全協会、母の会、保護司、民生委員、人権擁護委員等の中から、児童の防犯に関わることのできる人材を集め、この中から交代で日々の登校の見守り活動を行っていただいております。また、その組織力の高さは目を見張るものがあり、育成会行事は毎回300人を集めております。

次に、23番、宮本紀夫さんは、平成14年に西東京市就学相談員に就任して以降、平成16年4月から現在に至るまで、西東京市就学支援委員会会長を歴任されております。また、平成19年度からは、西東京市特別支援教育専門家チーム委員を務めるなど、本市の特別支援教育及び教育支援の推進など、教育行政において長きにわたり多大なる功績を残していらっしゃいます。

続きまして、規則第4条に該当する、市立学校に勤務する教職員の方及び教育委員会が委嘱する非常勤特別職の方々に特に功績のあった皆さんでございます。

24番、丸山久美子さんは、平成16年4月1日から平成26年3月31日までの10年間に西東京市立小学校校長として勤められ、本市の教育の発展・充実のために御尽力をいただきました。

25番、鈴木賢二さんは、平成16年4月1日から平成23年3月31日までの7年間に西東京市立小学校副校長として、同年4月1日から平成26年3月31日までの3年間に西東京市立小学校校長として勤められ、本市の教育の発展・充実のために御尽力をいただきました。

26番、大堀 猛さんは、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間に西東京市立小学校校長として勤められ、本市の教育の発展・充実のために御尽力をいただきました。

そして、最後、27番、萩原建次郎さんは、平成19年5月1日から平成25年4月30日までの3期6年間に西東京市公民館運営審議会委員として務められ、多年にわたり本市の教育の振興に貢献されました。

私からの補足説明は以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 ダンスで金賞という方が非常にいろんな学校から出ていますよね。これは、ですから、私は、西東京市のどこかにあるダンス教室か何かに行っていた方々が、指導がうまくて、そういう卓越なる金賞を得られているのではないかと予想するのですが、その辺の情報

はつかんでおられますか。

- 早川教育企画課長 学校を超えて同じサークルに所属している児童たちでございます。
- 宮田委員 ダンス教室、だから、どなたか非常に素晴らしい指導者がいるから、普通の子でもこういうふうには卓越した人に育っているのではないかと推察するんですよね。私は、そういう先生も表彰の対象にしたらいかがかなと思うんですが、ある程度実績を見て。これ、例えば校長先生を3年間やると、表彰になっているわけですよね。ダンスもこうやって大勢の子どもたちの才能を伸ばして、3年間ぐらい毎年金賞が得られる。朝日新聞社ですから、それなりのサイズの大会だと私は信じているので、そう申し上げていますが、それなりのちゃんとしたサイズでやっていたら、そういう指導者もこの中に推薦してあげたらどうかかなという提案なんです、いかがでしょうか。これですと、教育指導課からやればいいんですよ。規則にないのかな。
- 早川教育企画課長 今御提案いただいた内容につきまして、教育委員会表彰は、児童のみならず、こういった活動において模範的な結果を残した市民の方を表彰するものという、その趣旨を踏まえまして、今後検証課題とさせていただきたいと思っております。
- 宮田委員 是非、こういう子どもの潜在能力を非常に伸ばして、トップにさせるような指導者というのはきっと素晴らしい方ではないかと推察しているんです。お会いしたことないから知りませんが、そういう、ある程度の年限を見たら、是非そういうこともお考えいただくと、ますますそういう方は頑張ってくれてくれるのではないかなと思うんですね。よろしくをお願いします。
- 竹尾委員長 何かありますか。
- 早川教育企画課長 表彰制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。
- 竹尾委員長 いいことで、そういうことはできるだけ表彰してやること。
ほかにございますでしょうか。
- 宮田委員 これは差し当たっての将来というか、市長さんと相談、例えばオリンピックに出られそうな子がいますよね、これを見てみますと。素晴らしい、全日本で優勝したら、当然オリンピックでは――。この宮川さんという方は、全日本体操種目別選手権大会ですから、ジュニアとか何かじゃないですよ。大人も含めてで優勝ですよ。ですから、日本でトップということだと思っただけです。当然オリンピック代表なんかになっていくと思うんですが、そういう卓越した子には、これ、奨学金とか、そういうのも、オリンピックに出るぐらい、すごくお金がかかるんですよ、個人的に。そういうのを郷土の誉れとしてみんなでサポートしてあげるといふようなことをね。ここで急に言ってもあれなんです、教育委員会で上奏して出すみたいな。例えば基金をつくると。私も幾らか出してもいいんですけども。そういうようなことの活動で、せっかくな子が出たら、ますます、いわゆる出る杭を伸ばすという形でお考えいただいたらいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。
- 櫻井教育部長 オリンピック選手のような、やはり卓越した選手を市内から生み出すということは、大変夢のあることでもありますし、そのような方向で、また、スポーツ振興について、生活文化スポーツ部ともそのあたりにつきまして調整のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

- 宮田委員 ですから、こういう子には西東京市で後援会でもつくってあげて、心身、いろんな、精神的にも財政的にも支援ができるようなシステムを、教育委員会、スポーツ振興課とも共同でもいいんですけれども、つくってあげるとか、そういうことは是非やっていただくとよろしいんじゃないかと思うんですよ。宮川さんじゃなくて、もうちょっと手前でも支援するとオリンピック選手になりそうな方というようなことも、やってあげたらいかかかなと思うんですけれども。
- 櫻井教育部長 貴重な御意見でございますので、参考にさせていただきたいと思います。
- 高橋委員 あと、碧山小学校の吹奏楽部についてなんですが、今、宮田先生がおっしゃっていた、卓越した指導者に表彰をという面は、この碧山小学校の吹奏楽部の指導者の方は本当に大変だったと思うんですが、ふだんの先生業をこなしながらされていたと思うんですが、そういった方に指導者賞といったような意味での表彰というのは、今まではなかったと思うんですが、それはあくまでも吹奏楽部としての表彰にとどまるような形なんでしょうか。
- 田中教育指導課長 碧山小学校はもともと音楽の先生が中心になって教えていて、異動によって出てしまったというような状況で、今、副校長先生が中心に地域の方と一緒にやっています。この後どのくらいこの状況が続くかということを少し考えながら、経年で成果があった場合にはそういうことも考えていきたいなというふうに考えております。
- 高橋委員 是非お願いいたします。
- 宮田委員 個性を伸ばす教育ということを教育の全体の指針でも言っているわけですから、伸ばせるような指導者を表彰するというのは、私、極めて大事だと思うんですね。子どもの隠れたいいところを伸ばしてあげるような先生を是非表彰してあげて、西東京市の子どもはみんな元気がいいとか、何か伸ばしてくれるとか、それは勉学も含めてですけれども、是非お願いしたいと思います。
- 田中教育指導課長 こちらの表彰規則にのっとってということになると思いますが、私たちがそのような先生が西東京市に来ていただいたり、育っていったりということを大変期待しておりますので、是非御参考にさせていただきたいなというふうに思っております。
- 竹尾委員長 ほかにございますか。
- 宮田委員 規則改正というのは、今の前でもずっと延々とやったんですから、規則がもし合わないようだったら、規則改正をしていただいて、それで、できるだけいろんないい方を見つけて、毎年表彰を是非していただいたらよろしいんじゃないかと思うんですけれども、お願いします。
- 早川教育企画課長 表彰制度の趣旨を踏まえまして、今後の適正なあり方について研究してまいりたいと思います。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第23号 西東京市教育委員会表彰について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 竹尾委員長 日程第16 その他、を議題といたします。教育委員会全般について。
- 森本委員 1点お伺いしたいんですけども、泉小学校が閉校することによって、来年度、学校全体の数が奇数になりますよね。今まで学校図書館司書の先生は2校に1人という配置で行ってきたと思うんですけども、その分、1校減ったことによって、1名の方は一つの学校に専属になるのかどうか、その人数を減らされてしまうのかどうか、もしその辺、決まっているようでしたら教えていただけますでしょうか。
- 田中教育指導課長 まだ正式には決定しておりません。予算との関わりの中で判断していくことではありますが、今のところ、その方に単純に2校関わっていただくか、それとも意図を持って、つまり、研究指定との関わりでしていくのかということは今現在考えているところであります。
- 森本委員 是非、今までも大規模校などではやはり2校に1人でも足りないというようなお話も聞いておりますので、でき得るのであればそういった形、今おっしゃったような研究も絡めてでもいいですので、ちゃんと1校に配属していただけるようになると思いますので、よろしく願いいたします。
- 竹尾委員長 ほかにございますか。
- 高橋委員 予算についてちょっと質問というか、お聞きしたいことがあって。入札と違ってよくわからないんですけども、気になっているのが住吉小の改造のことで、統廃合の後なので、やはり入札で予算が減っているのは、それはそれでそういった形で決まったんですからいいと思うんですけども、大切なところがちゃんと改造に予算が充てられているかというところが、私が心配することじゃないかもしれないんですけども、統廃合した後のことを考えて、くれぐれも危険なところとか、子どもたちに安全なということを十分に配慮した上でしていただきたいと思います。
- 宮坂学校運営課長 建物につきましては、基本的にはですが、まず、基本設計といったもの、本当に全体のところを決めさせていただいて、これに1年間、そして、これを今度、建設ベースで、事業費も鑑みて、実施計画ベースで計画を立てる実施設計といったものがございます。これにまた1年間かけて、その後、建築工事に入ってまいります。これが基本的なスタンスですが、今回、住吉小学校につきましては、早急にといったこともございまして、これを同一年度の中で行っております。基本的な設計業務の中で、危険箇所等についても十分鑑みております。また、西東京市の小・中学校につきましては、構造体に係る耐震補強工事は全て終わっておりますので、今後もこういった建物の強度等につきましては、必ず確認をしながら進めてまいりたいと考えております。
- 高橋委員 よろしく願いいたします。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。
- 以上でその他を終わります。
-

- 竹尾委員長 次に、日程第14 議案第24号 西東京市公立学校職員の処分の内申について及び日程第15 報告事項 西東京市公立学校職員に関する処分については、個人情報に関する

案件であることから、先ほど決定しましたとおり、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午 前 11 時 47 分 休 憩

午 後 0 時 02 分 再 開

○竹尾委員長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成27年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 0 時 02 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員